

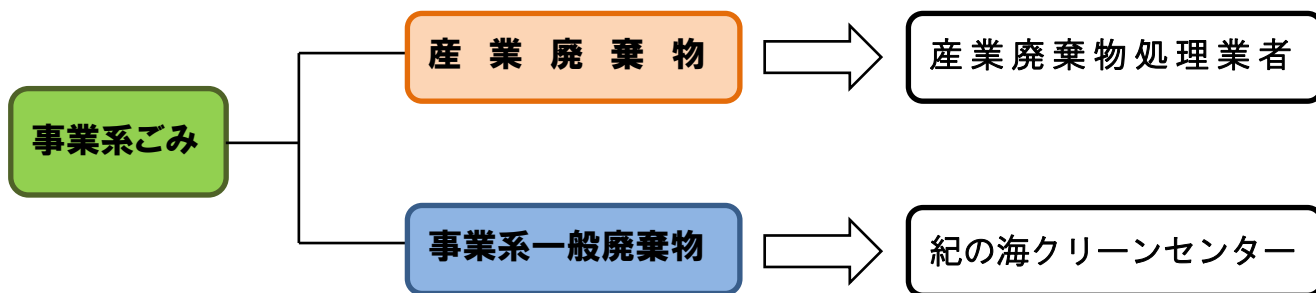
「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」

事業活動に伴って生じた廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。

事業系ごみのうち法律で定められた20種類のものが産業廃棄物に分類され、それ以外のごみは事業系一般廃棄物となります。

事業系ごみは、排出した事業者が責任をもって適正に処理することが義務付けられており、産業廃棄物は都道府県の許可を受けた産業廃棄物処理業者において処理しなければなりません。また、事業系一般廃棄物（資源物を除く。）は、市町村の処理施設若しくは市町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者において処理しなければなりません。

紀美野町から出る事業系ごみの処理は、下図のとおりとなります。



『産業廃棄物とは』

産業廃棄物とは、事業所で取り扱う備品、製品、商品、それらの容器包装類、原材料、工事くずなどの不要物です。

産業廃棄物は、家庭ごみのように町が収集することはできませんし、紀の海クリーンセンターに持ち込むことはできません。 排出事業者の責任において、適正に処理してください。

種類	具体例(あらゆる事業活動に伴うもの)	種類	具体例(あらゆる事業活動に伴うもの)
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ペイント汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等		
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タービッチ等	木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パケ類等貨物の流通の為に使用したパレット等
廃酸	写真定着排油、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃油		
廃アルカリ	写真現像廃油、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃油	繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物		
ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	動植物性残さ	食料品、医療品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレつくず、陶磁器くず等	動物性固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等のふん尿
がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等の死体
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物、灰の溶融固形物など)	